

令和 2 年 度
(2 0 2 0 年 度)

定 期 監 査 (後 期) 結 果 報 告

高 崎 市 監 査 委 員



第 3 4 9 - 2 号
令和 3 年 3 月 2 5 日

高崎市長 富岡 賢治 様
高崎市議会議長 渡邊 幹治 様

高崎市監査委員 田口 幸夫
同 折田 慶太
同 根岸 赴夫
同 大竹 隆一

監査の結果報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 監査の期間

令和2年12月23日から令和3年3月5日まで

第2 監査の対象

1 環境部

環境政策課、一般廃棄物対策課、産業廃棄物対策課、環境施設整備室
清掃管理課、高浜クリーンセンター、城南クリーンセンター
吉井クリーンセンター

2 都市整備部

都市計画課、都市計画課景観室、産業・流通基盤整備室、市街地整備課
区画整理課、都市施設課、公園緑地課

3 榛名支所

地域振興課、税務課、市民福祉課、産業観光課、建設課

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適切かつ効率的に行われているかを主眼として、あらかじめ提出された資料を基に関係者に説明を求め、関係諸帳簿等を調査するとともに、前回の定期監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

第4 監査の結果

監査対象となった事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。
なお、軽微な事項については口頭で指導したので、記載は省略した。
各課の監査の結果については、次に記述するとおりである。

1 環境部

(1) 環境政策課

指摘する事項はなかった。

(2) 一般廃棄物対策課

指摘する事項はなかった。

(3) 産業廃棄物対策課

指摘する事項はなかった。

(4) 環境施設整備室

指摘する事項はなかった。

(5) 清掃管理課

指摘する事項はなかった。

(6) 高浜クリーンセンター

指摘する事項はなかった。

- (7) 城南クリーンセンター
指摘する事項はなかった。
- (8) 吉井クリーンセンター
指摘する事項はなかった。

2 都市整備部

- (1) 都市計画課
指摘する事項はなかった。
- (2) 都市計画課景観室
指摘する事項はなかった。
- (3) 産業・流通基盤整備室
指摘する事項はなかった。
- (4) 市街地整備課
指摘する事項はなかった。
- (5) 区画整理課
指摘する事項はなかった。
- (6) 都市施設課
指摘する事項はなかった。
- (7) 公園緑地課
指摘する事項はなかった。

3 榛名支所

- (1) 地域振興課
指摘する事項はなかった。
- (2) 税務課
指摘する事項はなかった。
- (3) 市民福祉課
指摘する事項はなかった。
- (4) 産業観光課
指摘する事項はなかった。
- (5) 建設課
指摘する事項はなかった。